

- ・年金制度改正法成立
- ・各種保険の手続期限
- ・労働保険と年度更新について

## 年金制度改正法成立

2020年5月29日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(年金制度改正法)」が成立し、同年6月5日に公布されました。その中で、被用者保険の拡大と在職中の年金受給のあり方の見直しについて解説します。

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

### 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、他】

下記②③は2022年10月1日施行

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる。  
 ※現行500人超→2022年10月に100人超→2024年10月に50人超で適用  
 ※企業規模要件は「適用拡大以前の通常の被保険者の人数」で判断
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業を追加。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

### 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

下記①②は2022年4月1日施行

- ① 65歳以上の者については、在職中であっても、年金額の改定を定時に行う(毎年1回、10月分から)。  
 ※現行は退職時と70歳到達時に改定
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大。  
 ※支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(2020年度額)に引き上げ

## 各種保険の手続期限

※今年、期限が延長になっているものは赤字で記載しています。ご確認ください!!!

内容	提出先	提出期限
算定基礎届の提出	日本年金機構 事務センター または 管轄の年金事務所	7月10日(金)
労働保険料の申告・納付	労働基準監督署、金融機関、労働局、社会保険労働保険徴収事務センター	8月31日(月)
高年齢者雇用状況報告書の提出	管轄のハローワーク	8月31日(月)
障害者雇用状況報告書の提出		

## 労働保険と年度更新について

毎年この時期になると、労働保険の計算をしないといけないのですが、そもそも「労働保険」とは何を指すものですか？



①

労働保険とは「**労災保険**」と「**雇用保険**」とを総称した言葉です。保険給付は労災と雇保は別個に行われていますが、**保険料の納付等については一体のもの**として取り扱われています。労働者(パート、アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立(加入)手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。



②

労災保険と似ているので混同していました。「労働保険＝労災保険+雇用保険」ということですね。では労働保険の年度更新とは何ですか？



③

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位とし、その間すべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算します。したがって、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要で、これを「労働保険の年度更新」と言います。

④

つまり前年度分は確定させて、今年度分は概算を立てる…。そして支払うのは今年度の概算+前年概算の不足分(超過の場合は充当し今年度の概算から差し引く)、ということですね。  
よく聞く「延納」とは何ですか？



⑤

概算保険料総額が、40万円以上の場合、3回に分けて納付することができます。これを延納と言います。概算保険料だけでは40万円に満たない場合は、延納の対象になりません。

また口座振替だと通常より納期限にゆとりがあり、また金融機関に納付に行く手間も省けるため、便利です。8月14日までに申し込めば、延納の第2期から口座振替が可能です。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193  
FAX:06-6862-4662  
Mail:kcr@nkgr.co.jp

作成日:2020.06.16

